

平成 25 年 9 月 5 日

石綿含有建築物の解体等工事における主な漏洩事案の例

工事の状況	漏洩場所	推定される漏洩原因	関連の法令等	備考
天井部分等の吹付け材の除去作業 (レベル 1)	前室付近： 総繊維 1204.3 f/L アモサイト 721.2 f/L 排気口付近： 総繊維 126.0 f/L アモサイト 84.0 f/L	除去作業場所以外にも吹付け材が使用されており、除去前にも関わらず搬出用の開口を設け、落下搬出等の作業が行われていた。そのため、隔離外で石綿が飛散したと考えられる。 排気口が設置されていた非常階段部分にも吹付け材が使用されており、排気により飛散した可能性がある。	石綿則第 3 条（事前調査） 石綿則第 6 条（隔離等）	東日本大震災被災地モニタリング平成 23 年度宮城県 No.3
ウォーターガンによる煙突断熱材(アモサイト含有)の除去作業 (レベル 2)	前室付近： 総繊維 42.0 f/L アモサイト 35.0 f/L	前室付近では常時気流の監視をしていたが、セキュリティゾーンが狭いために作業員の退出時に持ち出した可能性が考えられる。	技術指針 3-1 (4) イ 隔離空間からの退室に当たっては、洗身を十分に行うこと	東日本大震災被災地モニタリング平成 23 年度福島県 No.27
鉄骨梁部分の吹付け材除去 (レベル 1)	前室付近： 総繊維 25.56 f/L アモサイト/トレモライト/アクチノライト/アンソフイライト 16.05 f/L	リアルタイムモニターの測定値が作業開始前に高く、時間とともに低下していることから、前日の作業で飛散した石綿が作業開始前に作業員の立ち入った際に漏えいした可能性がある。	技術指針 3-1 (4) ア 集塵機の電源投入時の出入りは慎重に 技術指針 3-2 (5) 作業中断時等は 1 時間半以上稼働	東日本大震災被災地モニタリング平成 24 年度宮城県 No.11
煙突内の断熱材を高圧水洗浄により除去 (レベル 2)	排気口付近： 総繊維 69.6 f/L アモサイト 69.6 f/L	リアルタイムモニターが 20-30 分程度高濃度になったことから、集じん排気装置の不備による短時間の漏えいの可能性が考えられる。	技術指針 3-2 集塵機の点検等	東日本大震災被災地モニタリング平成 24 年度宮城県 No.23
天井部分の吹付け材除去 (レベル 1)	前室付近： 総繊維 104.4 f/L アモサイト 52.2 f/L	複数の個室を 1 つの空間として隔離したために負圧が不十分であった可能性がある。	マニュアルに例示し注意喚起（空気だまりが生じる場合は、追加の集塵機の配置等）	東日本大震災被災地モニタリング平成 24 年度福島県 No.4

工事の状況	漏洩場所	推定される漏洩原因	関連の法令等	備考
天井ボード裏の吹付け材除去 (レベル 1)	前室付近： 総繊維 417.8 f/L アモサイト 243.7 f/L 排気口付近： 総繊維 104.4 f/L アモサイト 69.6 f/L	前室付近では、作業員が退室する際にデジタル粉じん計の値が上昇したので、退室の際に持ち出した可能性がある。 排気口付近では、その後の点検で集じん排気装置には不備が見つからず、原因の推定は困難である。	技術指針 3-1 (4) イ 隔離空間からの退室に当たっては、洗身を十分に行う	東日本大震災被災地モニタリング平成 24 年度栃木県 No.2
施設の階段部分の吹付け除去	隔離隙間	負圧除塵装置の目詰まりし、隔離内が陽圧になりビニールシート接着部の疲労等により生じた隙間からの漏洩	平成 18 年 7 月通達で注意喚起マニュアル（フィルターの交換目安、サンドブラスト機の使用の留意）	
被災ビルの解体工事	解体工事中の飛散	事前調査漏れにより、アスベストを除去しないまま解体を行った。	石綿則第 3 条 平成 24 年 10 月、平成 25 年 1 月通達注意喚起（事前調査の徹底、完成検査の実施、施工業者間の連絡調整）	見落としがちな事例のパンフレット
屋外での除去工事	隔離からの飛散	強風の影響を受けての飛散	技術指針 3-1 (6) 木板等の設置	
建築物の除去工事	隔離からの飛散	石綿建材が壁を通貫して設置しており、気づかず除去して、壁を通貫し、隔離が破れ飛散	マニュアル（例示し注意喚起）	

※石綿則とは、石綿障害予防規則

※技術指針とは、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」

※マニュアルとは、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（2013）を言う。